

(参考資料) 建築基準法別表第2の改正概要

【改正前】

【改正後】

別表第2 用途地域等内の建築物の制限

(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(は)	第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物
(こ)	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物
(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物
(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物
(ち)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物
(り)	商業地域内に建築してはならない建築物
(ぬ)	準工業地域内に建築してはならない建築物
(る)	工業地域内に建築してはならない建築物
(を)	工業専用地域内に建築してはならない建築物
(わ)	用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物

(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(は)	第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物
(こ)	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物
(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物
(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物
(ち)	田園住居地域内に建築することができる建築物
(り)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物
(ぬ)	商業地域内に建築してはならない建築物
(る)	準工業地域内に建築してはならない建築物
(を)	工業地域内に建築してはならない建築物
(わ)	工業専用地域内に建築してはならない建築物
(か)	用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物